

小規模保育事業の用に供する固定資産に係る 固定資産税・都市計画税の非課税について

社会福祉法人その他政令で定める者が、児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産（土地、家屋及び償却資産）に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります（地方税法第348条第2項10号の2、第702条の2第2項）。

必要書類を添付の上、神戸市固定資産税第1～3課（土地・家屋）又は固定資産税企画課（償却）へ申告してください。

1 非課税の対象となる要件

(1) 所有者

所有者に係る要件は、ありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者が小規模保育事業の用に供している場合は、非課税に当たりません。

(2) 使用者（次のいずれか）

- ① 社会福祉法人（日本赤十字社を含む）
- ② 小規模保育事業を行うことについて、市長の認可を得た者（児童福祉法第34条の15第2項）

(3) 対象資産

次の①・②の小規模保育事業の用に供する固定資産

- ① 保育を必要とする満3歳未満の乳児・幼児を保育する施設（利用定員が6人以上 19人以下であるものに限る）において、保育を行う事業
- ② 保育が必要と認められる児童で、満3歳以上のものについて、①に規定する施設において、保育を行う事業

2 非課税申告に係る必要書類（次の書類を提出してください）

凡例	提出書類	備 考
<input type="checkbox"/>	固定資産税の非課税申告書	
<input type="checkbox"/>	非課税の規定に該当する事実を証明する書類 （家庭的保育事業等認可書の認可書の写）	・小規模保育事業の認可書は家庭的保育事業の認可書と共通様式です。
<input type="checkbox"/>	非課税部分の地積・床面積が確認できるもの	・登記簿謄本、地積測量図、建物平面図 等

※ なお、使用者が社会福祉法人の場合、社会福祉法人であることの証明書の添付は不要です（事業認可する際に、社会福祉法人であることを確認済み）。

※ 固定資産（土地、家屋または償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要な書類

凡例	提出書類	備 考
<input type="checkbox"/>	無料で貸与していることを証明する書類	・使用貸借契約書の写 等

3 申告書等の提出期限及び提出先

事実発生の日から 30 日以内に、神戸市固定資産税第 1～3 課へ申告書及び必要書類をご提出ください。

※ 資産の使用実態を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力願います。

4 お問い合わせ先

○ 土地、家屋及び償却資産に係る非課税（固定資産税・都市計画税）について

問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市固定資産税 第 1・2 課（土地・家屋） 固定資産税企画課（償却）	〒653-0042	神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 32 号	078-647-9400 ※1

※1 お電話後、自動音声案内が流れます。物件所在の区に応じて担当部署にお繋ぎいたします。